

復興・再生利用といい「放射能汚染土」全国に

10月4日(土) 14:00～(開場 13:30)

中央公民館 第7会議室

資料代100円

予約不要。ただし、用意した資料が足りない場合は、事前予約した方を優先にし、後日お渡しします。

講師 青木一政さん

放射線取扱主任者・NPO放射能監視センター(ちくりん舎)副理事長・放射能拡散に反対する会

福島原発事故で生じた大量の土壌は、現在、大熊・双葉町にまたがる広大な中間処理施設に保管されています。制限なく再利用できるのは 100Bq/kg。しかし、環境省は、管理されたりサイクルとして8,000Bq/kg以下の土壌は道路の基盤など「資材」に活用するといいます。実際の調査活動から問題点を洗い出します。

- 基準が時とともに変わって、あいまい
- 処理すべき汚染土(除去土壌)は、基準を変えて復興再生利用
- 除去土壌の輸送トラックが通る道端で日々の畑作業の方が粉塵で内部被ばくの実態

原発事故前	原発事故後	2025年度以降
原子炉等規制法に基づくクリアランス基準	放射性物質汚染対処特措法に基づく指定基準	
廃棄物を安全に再利用できる基準(100Bq/kg)	廃棄物を安全に処理するための基準(8,000Bq/kg)	?

中間
貯蔵施設

- ① 福島県内の県内市町村の仮置場や除染により取り除いた土壌や側溝の汚泥、草木、落ち葉などを保管
- ② 災害廃棄物等のうち 10 万 Bq/kg を超える焼却灰などを保管



中間貯蔵施設

